

西都市都市計画道路見直しの取り組みについて



1. 都市計画道路とは

都市計画道路とは、法律（都市計画法）に基づいて、あらかじめルート幅員などが決められた道路で、都市の骨格となる機能等を果たす道路のことです。

○ 都市計画道路の幅員について

基本的に都市計画道路は、安全性と快適性の向上を図るため、道路の両側に幅の広い歩道等を設ける幅員構成となり、事業費が多額になる特徴があります。

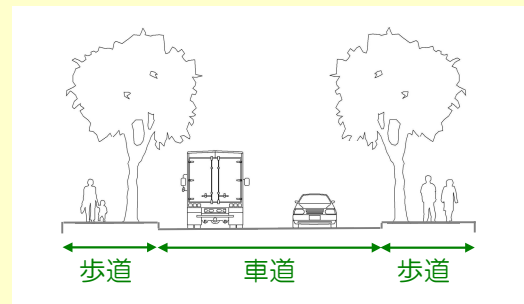


図-1 道路の断面図

○ 計画区域内の建築規制

将来の事業が円滑に実施できるように、都市計画道路の計画区域内の方には、都市計画法 53 条に基づく建築規制が課せられます。

〔建築が許可されるものの例〕

- ・ 階数が 2 階以下で地下室が無いもの
- ・ 木造・鉄骨造りなど移転や撤去が容易なもの

2. 西都市における都市計画道路

上記の通り、都市計画道路の整備にあたっては多額の整備費用が必要となります。西都市では、近年の財政状況等の影響もあり、以下に示す長期未着手(未整備)路線があります。

〔西都市長期未着手路線一覧〕

- ・ 平田童子丸線
- ・ 童子丸島内線
- ・ 稚児ヶ池通線
- ・ 調殿通線
- ・ 酒元通線
- ・ 高校前通線
- ・ 山角小野崎線

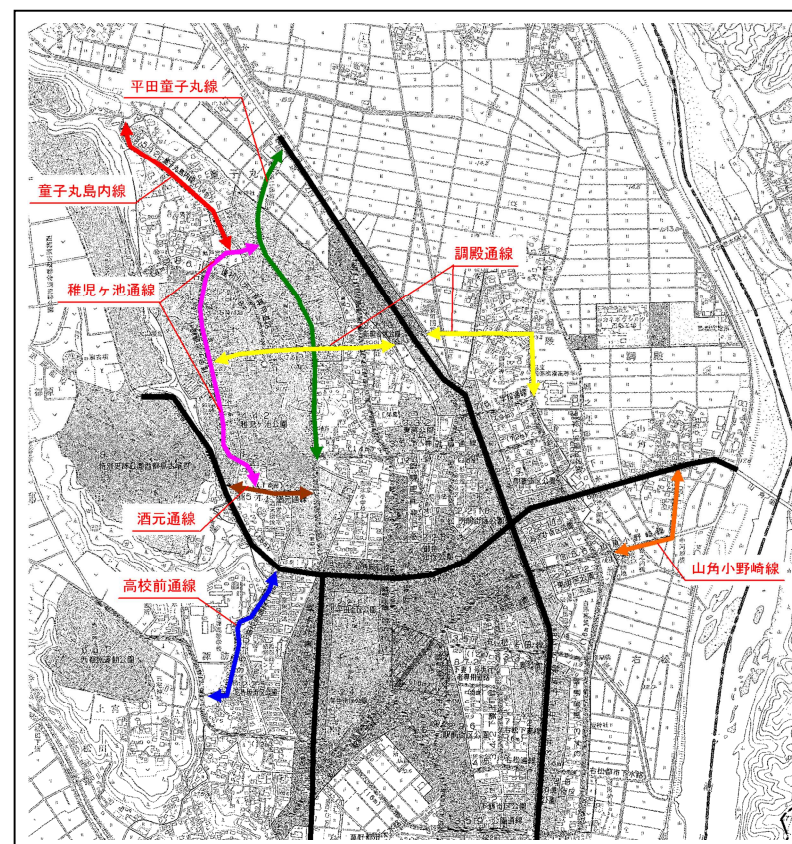


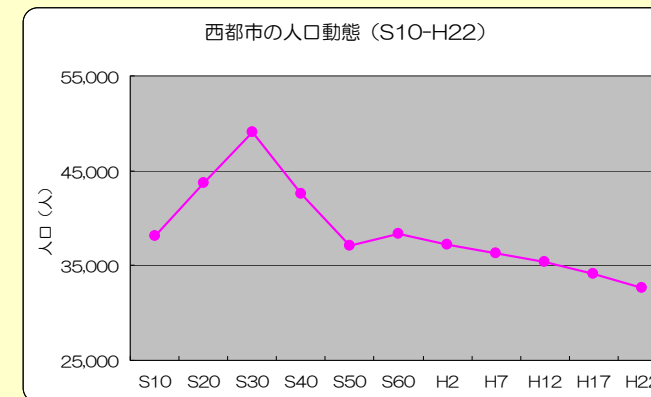
図-2 長期未着手路線の位置

3. 都市計画道路見直しの取り組み

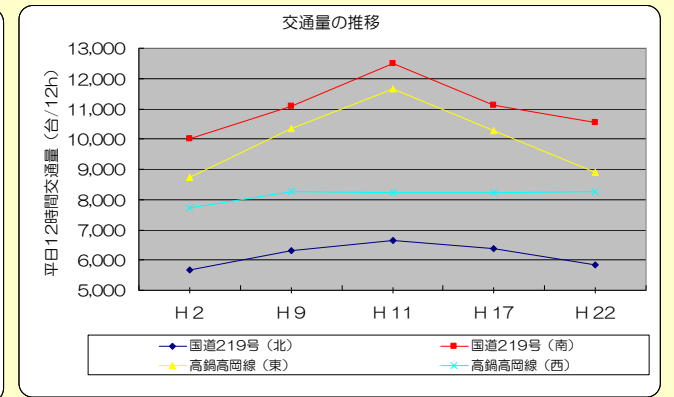
① 見直しの必要性

都市計画道路が計画決定された時（古い道路では昭和 39 年に計画決定）に比べると、以下のような点で状況が変わってきております。

・ 人口減少社会の到来



・ 交通量の減少



※その他にも、『公共投資余力の低下』や『高齢化社会の進展』等において、状況が変わってきております。

将来的には、更に上記のような状況が変わっていくことが予測されます。そのため、これら将来的な視点や地域の実情を踏まえた上で、都市計画道路の見直しが必要と考えております。

② 見直しの手順

平成 23 年度は、県のガイドラインに沿った路線評価を行い、庁内幹事会で評価内容の検討等を、平成 24 及び 25 年度は、都市計画道路の見直しに対して、地元住民との意見交換会を行いました。

本年度は、都市計画決定の準備を行って、来年度から順次都市計画決定手続きを行っていきます。

【平成 23 年度に実施】

ガイドラインに基づく路線評価



庁内幹事会の開催



【平成 24・25 年度に実施】

見直しに対しての地元意見交換会の開催



【平成 27 年度以降に実施】

都市計画道路見直しの手続き

図-3 都市計画道路見直しフロー